



Title	佐藤昌介 「植民論」 初期講義ノート(下の二): 札幌農学校と植民学(五)
Author(s)	井上, 勝生
Citation	北海道大学文学研究科紀要 = The Annual Report on Cultural Science, 123: 1(右)-19(右)
Issue Date	2007-11-30
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/30216">http://hdl.handle.net/2115/30216</a>
Type	bulletin
File Information	文学研究1-19(右) .pdf



[Instructions for use](#)

佐藤昌介 「植民論」 初期講義ノート (下の二)

— 札幌農学校と植民学 (五) —

井 上 勝 生

はじめに

佐藤昌介が一八九一年(明治二四)に記した植民論の初期講義ノートの紹介である。本稿がその四回目分で、本稿で完結する。

日本で最初に植民学の講義を始めたのが札幌農学校である。最初の開講は、一八九〇年、今のところ、この年の講義ノートは見つかっていないので、ここで紹介している講義ノートが札幌農学校最初の、つまり日本最初の植民学の講義ノートと思われる。このあと、一九〇〇年前後の佐藤昌介の植民論講義ノートが本学に保存されており、すでに本紀要四六一三(通巻九三号)に紹介した。この後続の講義ノートと区別するためにも、ここで紹介している講義ノ

佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（下の二）

トを植民論初期講義ノート、または、植民論第一講義ノートと呼ぶことにしている。

この初期講義ノートの全体の目次を、佐藤のつけた章タイトルをつかつて、再度、紹介する。

殖民地經濟的成長（以下、紀要一一五号）

殖民地の文運、殖民者の才能的生活

英国殖民地の政府

殖民地生活の經濟的性質

殖民の本国に及す影響

資本の輸出の本国に於ける影響

勞力供給論

勞力供給の方法、西班牙の殖民地

囚徒労働者を使用する事

勞力の供給を得る一法及土地払下の原則及方法（以下、紀要一一六号）

地代金支出の方法

土地払下の方法

土地を高価に払下クル事

殖民地の本国に於ける關係、（I）殖民地の財政

殖民地の本国に於ける商業上の関係、(II) 殖民貿易及殖民法

殖民地政府の土蕃に対する政略(以下、紀要一二〇号)

英仏戦争(米国殖民史上)

英国の殖民政略(以下、本号)

政治的商社

政治的殖民商社

自由殖民法

殖民総論

殖民地経済的特性

本紀要一一五号で解説したように、佐藤の初期講義ノート全体には、四種類の縦書き用紙が使用されており、次のような順序で綴じられている。

青い罫紙(罫線が二本線)

六五枚

「札幌農学校」と中央に印刷された赤い罫紙

四枚

無地の用紙

五枚

「札幌農学校」と中央に印刷された赤い罫紙

五枚

北大文学研究科紀要

佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（下の二）

青い罫紙

二枚

「札幌郡苗穂村字三角佐藤農場」と中央に印刷された青い罫紙 三枚

本誌掲載のタイトル「英国ノ殖民政略」は、六五枚の「青い罫紙（罫線が二本線）」の次の、「札幌農学校」と中央に印刷された赤い罫紙四枚の三枚目の最後の行からはじまっている。「英国ノ殖民政略」は、次の無地の用紙の五枚目まで使用されている。タイトル「政治的商社」は、無地の罫紙の最後の頁の右半分の最後の行で中断されている。無地の罫紙五枚の最後の一枚の左半分は白紙である。

次のタイトル「政治的殖民主商社」は、「札幌農学校」と中央に印刷された赤い罫紙五枚を使用し、さらに次の青い罫紙の一枚目右半分の三行に記入される。タイトル「自由殖民法」は、青い罫紙の一枚目左半分の二行分におよぶ。文章は、三行である。次タイトル「殖民総論」は、「札幌郡苗穂村字三角佐藤農場」と中央に印刷された青い罫紙三枚の一枚目一行目までである。次の「殖民地経済的特性」は、「札幌郡苗穂村字三角佐藤農場」と中央に印刷された青い罫紙三枚の三枚目の右半分一行で終わっている。

墨書された英文の解説には、本研究科の長尾輝彦教授（当時、現在名誉教授）の助力をいただいた。佐藤昌介「植民論」初期講義ノートの解説が本号で完了した。本紀要一一五号・（上）、一一六号・（中）、一二〇号・（下の二）、そして本一二三号・（下の二）へと続いた解説は、科学研究費・基盤研究（C）（2）研究課題「札幌農学校・北海道帝國大学における植民学の展開にかんする基礎的研究」（二〇〇三年度～二〇〇五年度）による成果の発表の一部である。

## 英国ノ殖民政略

独逸人種中英人種ハ緊要ナル殖民者ナリ、独逸人種ハ重ニ殖民を北西ノ方向ニ取リテ進めり、然ニ羅馬人種ハ南西ノ方向ニ取レリ、スラヴ人種ハサレバ北東ノ方向ニ取ラサルヲ得サルカ如シ、

一言スレハ、独逸人種の移住セル北亜米利加の如キハ自然の恩恵ハ之を羅馬人の南米ニ比スレハ少ナキカ如シ、併シ經濟上の觀察ヲ下ストキハ反対の判定ヲ与ふ、蓋シ經濟上自然の物品ハ之を兩種ニ區別ス、直接ニ消靡スル事を得ルもの、間接ニ其用ヲナス事ヲ得ルもの、是レナリ、直接ニ消靡シ得ルものハ非常ニ過剩ナルハ非常ニ欠乏スルカ如ク害アリ、寒帯ノ瘠土ニ於テハ熱帯ノ天国ニ於ケルカ如ク共ニ耕作ハ留ル、然レトモ又タ直接ニ自然ノ恩恵を受け勞力を使用セサルヲ得サル場処ハ富裕ナルベシト云ふモ亦タ解スヘカラサル事ナリトス。英国ハ近代諸国の内ニ經濟上最高のモノナリ、是レ地理上自然ノ恵与ニ出ツ、商売、防禦ニ適ス海港ニ富ミ、河流多ク石炭并鉄ニ富ミタルニ由ルナリ。英国ノ西国ニ於ケルカ如キ景状。英国ノ北亜米利加、西班牙ノ南亜米利加ニ於ケル勢及富を有ス。例令ハ北亜米利加ニ於テハ九拾壹輿地平方里ニ対シ壹哩ノ沿岸内ニあり、英国ニ於テハ五十六輿地平方里ニ対シ一哩ナリトス、然ニ南亜米利加の其沿岸ノ簡單變化ナキコト恰モ亜弗利加州ノ如ク、其北米ハ恰モ欧州ニ似タル地形上ノ關係アルものゝ如し、実ニ北米ハ良港ニ富ミタルモノナリ、シント、ローレスヨリポットマツクニ至ル迄の沿岸ハ世界無比ナリ。又タ英国の殖民地ハ西国ノ殖民地ニ比スレハ大ニ近接ナリ、又タ世界何レノ地ニ於テモ北米の如キ大河多キ処ナシ。ミシシッピ河及シント、ローレンス河脈の形勢ハ実ニ今日ノ合衆國ヲシテ海島ノ國たらしむル觀あり、ピツボルク府ハ遠ク内地ニアルモ port of Entry トシテ之ヲ認む。運河并鉄道ニ於テモ容易ニ開通シ得可キ地勢を有ス。之ニ反

シ西国ノ殖民地ハ実ニ運輸交通ノ便ヲ欠ク、而シテ又タ産物ニ至リテハ南米ハ金銀ニ富ミ北米ハ石炭及鉄ニ富む、木材ニ至リテハ南米ハマホカネー材ノ如キものニ富ミ、北米ハ船艦檣材ヲ産ス、南米ハ香料ノ如キものを産シ、北米ハ玉蜀黍及米の如キモノを産スルナリ。

エリザヘス女王ノ節殖民の企業ハ凡テ失敗セルを以テ英国殖民の本源ハ先ツ十七世紀を以テ紀元トナス、蓋シ英国ハエリザヘス女王ノ時代ニ於テ既ニ英国ハ人口ノ過剩を告げタルモノ、如シ、如何トナレハ当時貧民律の如キものを要スルニ至りしを以テナリ、農業組織ノ変更ト給料の卑低ナルトニ原因ス、殆ント社会的ノ思想を当時喚起せしむル如ニ至レリ、併シゼームス第一世の時ニ至リ俄カニ平和的ノ冒險事業を起スニ至レリ

蓋シ西国ノ殖民ハ其本国ノ繁栄ニ帰スルも英国の如キハ然ラス、必要ノ小兒ト云フテ可ナリ、国内ノ分離及不備之を来たせり、当時英国ハ欧州ノ政略ニ於テ更ニ緊要ナルもの更ニナシ、サレハ西国ノ殖民地ハ其本国ノ形勢ニよりテ其旧体を守ルカ滅スルカノ二ツナリ、然ニ英国の殖民地ハ為ニ其繁栄ヲ示スナリ

（欄外「移住貿易」）英国ノ殖民政略ハ初メヨリ西国ノ政略ト異ナレリ。頭理第七世ハブリストル及葡国ノ航海者ニ発見ノ航海を許可セルトキニも英国より男女の人口を移住し、其殖民地ニ於ケル貿易ハ英国人民ニ試ルを以テセリ、其後ローレーノ冒險事業を起スニ当りても単ニ金銀発見を以テ目的トセス、氣候ノ温和ナル処ニ肥沃の境土を發見シ、又タ新奇ナル貿易品及市場を造り海漕を増加せしめ、且ツ人口ノ過剩を移スを以テ目的トナセリ、フロピシユルの北西の航海を起スニ当り其注意スヘキ条件の内ニハ海港良灣を發見シ防禦ニ適シ又タ海外輸出入ノ場処タラしむベシト云ふ、又タ移住スルニハ氣候ノ順當、飲料水の欠乏セサル所、薪炭材ノ豊カナル処、建築材ノ多キ処、又生活ニ適スル食料のアル処を選択スヘキを以テセリ、倍根翁の如キも尤も着実の意見を抱負セルものニテ彼ノ礪山業の如キも却

テ之を奨励セス、僥倖を大ニ戒むル所アレハナリ。千六百六十年英国ニ於テ煙草ノ栽培を禁止セル時ニ同一の目的を取レリ、即チ米国ノ殖民ハ元來英国ニ取りテ緊要ナリ、如何トナレハ海漕を起し且ツ從來他国より供給を得しものを供給セルを以テナリ、サレハアタム、スミス氏ハ西班牙及葡国のみならず英国人も亦タ auri sacra fames — を thirst for gold を以殖民ノ動機トナセルハ大ニ誤レルモノナリ。

英国ノ殖民地ハ之を分ケテ Proprietary Charter & Crown colonies の三種類トナス、初メノ二種類ハ古シ、且ツ序々ニ最後のものニ変セリ、而シテ国家ノ權力ヲ強よくし、貴顕の權力と町村ノ其的（マ）を貫徹セシム、併シ貴顕の根元ハ殖民地ニ於テ固カラス、共和的政治ハ全ク本国政府ト分離セルものナリキ、

〔欄外 (1)〕 大地主ノ殖民ハギルボルトヲ以テ初メトナス、千五百七十八年ニ免状ヲ得、新発見の地を有し、六ヶ年の内ニハ必ス規則正シキ殖民ヲ行ハサルベカラス、凡テ英国人民の權利ヲ尊フ、ローレーノ免状ハ千五百八十四年ナリトス、ウラルジニヤ州ニ向ツテ得たり、四ヶ年間ニ四〇、〇〇〇磅の金を費シ更ニ得ル処ナシ、

〔欄外「馬州。」〕千六百三十二年ホルチモール候ハ馬州を得たり、土地ハ凡テ該候ニ属シ、年々の貢物ハ金銀五分一、印度土人ノ失式留ナリトス、殖民者ノ一存を以テ租税を徴収ス、本国政府ハ更ニ直税及関税を要セス、一箇ノ候国ナリ、法律ハ英国法律を基ニセサルベカラス、該候ハ四〇、〇〇〇磅の費用を出シ、千六百六十年ニハ八年分壹万式千人の移民アリ、宗教上ノ關係より千六百五十四年ニ凡テ政事上ノ權力を失ふ、千七百十五年ニ於テ再び政權を得たり、英国ノ宗教ニ帰依セリ、独立ノ戦争ニ及んで全ク其所有權を失ふ、当時尚売ラサル土地ノ価ハ三四七、〇〇〇磅ヲ価シ、Land Rent の八ヶ年間の失ひしものハ式六〇、〇〇〇磅ナリト云ふ、

〔欄外「加呂奈州。」〕千六百六十三年查斯第二世より英国ノ八人の貴族ハカライナ州ヲ得たり、亜海より南海ニ至



ル、其上納金ハ一ケ年ニ拾万克ニ過キス、其他ハ馬州ニ於ケルト同ナリトス、貴族の名称ハ本国ト異ナルものを用ユル事ナリ、初メノ航海費ハ壹万式千磅ヲ費ス、地稅ハ壹英町ニ付半ペンズナリキ、該州ノ為メニ千六百六十九年ロック氏ハ憲法ヲ制定セリ、蓋シ貴顕的ノ憲法ナリトス、千六百九十三年之ヲ廢セリ、一千七百十四年ニ於テカルライナ州ノ行政費ハ九〇〇磅ニ過キス、而シテ持主ノ所得ハ百六十九磅ニ過キスト云ふ、

（欄外「ペン州、」千六百八十一年ニ於テペン氏ハ其免狀ヲ得たり、其父ナルものハ查斯第二世に壹万六千磅ヲ貸金ナセリ、代リトシテ受けシモノナリ。英王ハ国会ヲ通シテ租稅を賦課し、且ツ一般ニ商業ヲ管理スルの權ヲ得、州ノ憲法ハ頗ブル共和的ナリシ、理財上ニハペン氏の存生中ハ成功ナシ、頗ブル負債ニ沈めり、其継続者ハ千七百五十年ニ於テ一ケ年三万磅の歳入ヲ得たりと云ふ、米國獨立國後家族ハ拾叁万磅の賠償金を得たり。

（欄外「紐育州、」所有主中尤モ大ナルものハヨル候ナリキ、蓋シ該候ハ後ニゼームス第二世トナリシ人ナリ、千六百六十四年ニ於テ当今の紐育州并ニユーゼルスエー州ハ尽トク同候ノ領分たりキ、蓋シ該兩州ハ和蘭陀より之ヲ得タルモノナリキ、是ハ尤モ專制的ニ管理セリ、ヨル候ハ王位に上ルニ至リテ該領地ハ王候殖民地トナレリ、ニユーゼルスエー州ノ方ハ一二ノ貴族ニ分与サレたり、千七百貳年ニ於テ其主權ヲ國王ニ返上セリ。

（欄外「バルバ島」）該島ハ千六百二十七年ニ於テカーライル候ニ下賜ナレリ、為メニ自由ノ移住民ハ大ニ抵抗セリ蓋シ自費移住開拓セルを以テナリ、查斯第二世ハ為メニ其王位ニ任レル後之ヲ國王殖民地ニナセリ、所有主ハ一人（欄外「シント」）ハ終身三百磅及一人ハ一千磅賠償金を受けたり、

（欄外「Lucia & St. Kitts」）□□□□候ハ一千七百二十二年ニ於テ之ヲ領せり、四〇、〇〇〇磅を費シテ殖民事業を起せり、併シ後ニ仏國ノ為メニ領せラル。

(欄外「Georgia」)千七百三十二年、ジョルジャ州ハ重二国会議員中ノ貴族之ヲ領ス、貧困者及負債者ヲ救ふカ為メ  
二起せり、又タ宗教ノ追放者を救ふ為メ二起セルものナリ。

元來領主殖民地ハスチユワルト王家ノ專制主義ノ世二起レルモノナリ、該殖民地ハ財政上余り成功多キものニテア  
ラサリキ、是レ事物自然ノ理ナリ、先ツ第一ニ如此ものハ数年の後ニ初メテ其結果ヲ見ルベシ、タトヘバメーン州ノ  
地主ハ千六百七十四年於テマサチユーセツ州ニ其所有權を千式百五十磅ニ売却シ、千六百七十四年ニボルリレー候ハ  
ニューゼルスエー州よを壹千磅ニテクエーカル派ニ売却せり。蓋シ殖民事業ハ理財的ノ事業よりハ寧ロ道義的の事業  
ナリキ、併シ該殖民地ハ繁榮セルハ疑ヒナシ、併シ地主ノ紛擾ハ大ニ之ヲ妨クルものナリ。遂ニ之ヲ變シテ王領殖民  
地トナせり、而シテ王領殖民地ヨリ大地主ハ大小作トナリ、大ニ殖民事業ノ進歩ヲ妨ク、人民ハ中等住宅ナリ、貧富  
ノ式ツニ分ル。

免状的殖民ハ即チ会社ノ殖民地ナリトス、千六百六年ニ於テゼームス第一世ハ兩個の会社ニ許可を与ひ、一ハ倫敦  
在任ノ紳士より成立シ、三十四度より三十八度迄の処を殖民シ、一ハ西英国の地方ニ居ル人ニテ Plymouth 及ひ □ □  
□ の人々ナリトス、四十一度より四十五度ニ達スル北方ノ地方ニ殖民スルものトス。政府ニ対スル義務ハ金銀山の純  
益五分一を貢キ、銅ハ十五分ノ一を貢ス。政權ハ本国ニテ掌握せり、会社ハ殖民会社ナリトス、併シ有名無実ナリト  
ス。千六百九年ニ憲法ヲ改メ專制權を会社ニテ握レリ。千六百二十四年ニ於テ会社ハ止メ王領殖民地トナリ、実ニ如  
此殖民事業ハ会社營利ノ事業トシテハ甚タ困難ナル事ナリ、如何トナレハ着手後二十年を経サレハ成功ナシトハ倍根  
翁兼テ云たり。所有權ト自身ヲ現場ニ入レテ初メテ其成功を可見ナリ。該会社ハ式十萬磅を失ひり。

新英国ノ方ハ甚タ共和的ナリキ、千六百二十九年ニテマサチユーセツ州会社ハプリムス会社より得タル地ニ於テ殖

民を初む。コニ州并ロードアイラント州ハ共ニ馬州ノ分離セルものナリ、千七百十五年ニ於テ凡テの殖民地ハ王領地トナルニ当リ新英帝室議會ハ大ニ之を争ひり、

蓋シ英国の共和主義の場処ハ新英蘭度地方ニ於テ行ハル、独立の種子を蒔キシ場処ナリ、米國独立已来ハ凡テの殖民地ハ尽トク王領殖民地トナレリ、只会社の所有セルものハ此外ナリトス、併王領殖民地ハ之を他國の殖民地ニ比スレハ頗ブル寛大ナリトス。如何トナレハ、其政治ハ查斯第二世のウアルジニヤ州の憲法（千六百二十五年及千六百三十六年）ハ其模範タリシを以テナリ。何レニ於テも殖民者の子孫ナルものハ英国の邦人たり、其權利を享受ス、而シテ英国ノ治安法等凡テ之を輸入セリ。其制度も亦タ然リ。知事ハ國王ヲ代表ス。國王ノ選舉ニ係ハル参事院ハ英国の枢密院ナリ。且ツ上院ナリトス。殖民者の選舉セル議會ハ下院ニ相對セルものナリトス。

（欄外「租税」）英国ノ国会ハ殖民地ニ於テ課税シ得ルや否やハ常ニ大問題ニシテ、十三州の獨立も之ニ起源ス、ウアルジニヤ州ハ千六百二十四年ニ於テ殖民議會ハ独り之を徵集スルノ權アリトナス、マサチューセツ州も千六百三十四年已来之を承認ス、紐育ハ千六百九十一年如此法律を出シニ当リテ維廉第三世ハ之を禁セリ、併シ該問題ニ就キ實際の争点ハ七年ノ戦争後ナリ、当時迄の問題タリシものハ、徵取ハ一般ニ国税トシテナサミルベカラサルカ、或ハ特別ノ目的ニ向ツテ課税スルカ、税率ハ一定不変ナルカ、或ハ年々ニ之ヲ變更スベキヤ、殖民議會ハ徵税ノ事務を執行スルカ、或ハ國王ノ役人ニ之ヲ委スルカ等ノ問題ナリトス、英国々會無上の權利ハ未タ本國ニ於テ之を實地ニ請求セス、千七百七十四年ニ於テ□□ス候ノ案ヲ租税ノ大問題起レリ。

西班牙ノ殖民地ハ其本國政府ハ理財ノ為メナリ、次ニ役人、僧都等ノ欲を飽カシメ、又タ工商社会の利益ハ之ヲ第ニ置ケリ。英国ノ殖民地ニ於テハ之を反對セリ。貿易商社を利用スルものナリキ。

サレハゼームス第一世及查斯第一世ハ其殖民者ニ許可を与フルや貿易の自由を以テセリ、之レ英国ハ当時政權分裂殖民地を検束スル事能サルニヨル。千六百二十年迄ハウラルジャ会社ハ殖民地ニ於ケル専売を有セリ。而シテ自由ニ海外諸国ト貿易セリ。

千六百四十一年ニ於テ Berkeley ハウラルジニヤ州ノ知事トシテ其殖民地の貿易を本国ノ為メニ檢束セル事を望メリ、併テ殖民地ノ議會ハ大ニ之ニ抵抗セリ。

然レトモ遂ニ千六百五十一年ニ於テ航海律ナルものを出スニ至リ、其為メニ殖民地の貿易ハ遂ニ沿岸貿易のみトナレリ。(下欄「One economic organism of the whole realm」)

### 政治的商社

ニエー氏曰ク殖民者ハ英国ノ市場ニ向ツテ生産ス、英国人ハ海外殖民地より來ルものを以テ生活ス、其生産を製造シテ生活ス。

### 政事的殖民商社

(欄外「銀行」) 十七世紀及十八世紀ニ於テ殖民事業を起セルもの、政事的殖民商社大ニ之ヲ然らしむ、欧州諸大國

の内、荷蘭陀ハ十七世紀の間、經濟上ニ於てハ模範國たりし、蘭國東印度商社ハ他國ノ商社ニ對シテ直接或ハ間接ニ其模範を示し、且ツ長ク繁榮も繼キたり。該商社ハ千六百二年數多ノ特權を有セル商社ノ團結セルものヨリ成立せり、而シテ其國內ニアル商社ハ後ニハ商業會議所トナレリ。(Komunitiy)

其株式ハ貳千五百五十三株ニシテ、壹株ハ參千フランナリトス、アムスタルダムノ商社ハ凡ソ五六、九%、Zeelandハ二〇、六%、Delftハ七、三%、Rotterdamハ貳、七、〇〇〇ハ四、一及〇〇〇〇ハ八、三%ナリトス、各商社ハ其持船の調度ヲ負擔スルを要ス、而商社ノ持船ハ出入トも同一の港ヨリス、共同の事務ハ十七人ノDirectorの支配ニ歸ス、毎年三度集會シ、何時又夕幾艘ノ船を出スベキヤヲ決定ス。会社の特權ハ喜望峰の東何レニも及び、及マゼランの西ニ及ぶ、会社外ノモノハ往後貿易を禁ス、香料等凡テ商社ノ專売ニ歸ス、株式ハ賣買を許ス。商社ハ政事上ノ權力を有ス、城砦ヲ築キ、軍隊を支出スルを得、会社ノ繁榮ナル時分ハバタバヤノ中央政府の外ニ七ヶ処ニ政府ヲ有ス、即チ左の如し

Amboina - Banda - Molukken - Malakka

Ceylon - Makassar - Cape of Good Hope ナリトス、General goverorの外ニ General Director of Commerce 及び  
□□□□□□を有せり、

英國ノ東印度商社ハ最初ハ蘭國の如キ組織を有セス、千六百年ニ初めて起り、千六百二十四年ニハ外國ニアル其配下を裁判スルの權を得、千六百六十一年ニハ非基督國宣戰講和の權を得、該商社ハ株式の組織ハ全ク起セルものナリ、千六百十二年迄ハ会社ハ Regulated Company ナリトス、即チ各遠征ハ各個人の團結セルもの、企業ナリトス、千六百十二年至リ Joint Stock Company の組織トナセリ、雖然株式ニ對スル金銀も多ク出サぬ、Subscription ヲ以テ必要

の資本を出す、多く出スものあり、又タ少ナク出スものアルナリ、之ニ応シテ配当もナセルものナリトス、Subscriptionの高ハ

(1612) - 3429,000 - (1617) - 1,600,000 - 1631 - 3420700

十七世紀ノ間ハ該事業ハ有望のものニテ非ス、千七百八年已来ハ株式の組織トナリ、大ニ蘭国ノ商社ト競争セリト云ふ、如此商社ノ起リシ原因ハ、当時ノ形勢乃シ未開明トノ関係ハ之を然らしむ、当時ノ形勢トハ軍事、政事及理財上の形勢之をシテ然らしむ。

(A) 荷蘭国の公法学者 Hugo Grotius 起リ、海上の自由ヲ宣言セルハ旧權の回復ナリトス、当時迄葡國人ハ発見の權利及法王の申言ニヨリテ東印度の貿易を専有し、之を海商艦隊を以テ保護セルモノナリキ、蓋シ葡国ハ千五百八十年已来合國シ、西国ハ当時ハ海陸トモ欧州ノ諸大國ノ最強國ナリシ、当時英國及蘭國ハ違宗旨國ト称セラル、而シテ西國ト戦端を交セルニ至レリ、サレハ数十年ノ間東印度の貿易ハ軍事を以テ之を支配ス、サレハ商社ハ國家の權力を脊ニ帯びテセサルヲ得サルナリ。

(欄外) (B) 蘭國の人民ハ実ニ中央權力ニ反対ナルものナリ、サレハ各種ノ制度ハ分權的ナリ、ホーランド州ハ國家の事ニ於テ実力あり、サレトモ他ノ諸州ハ亦タ庄セラレサル様勉めたり、各州其内國ノ事ニ於テハ干渉を受ケス、又タ都會も亦タ同様ナリトス、富人的ノ寡人政治の性質を帯ひタルモノニテ東印度商社の事業ハ大ニ蘭國人ニ適せり、英國の中等社会及貴族的の性質ハ東印度商社を維持セルものトナレリ

國家の専売權ハ実ニ中世より近世ニ移ル際ニ著顯ナル事ナリ、該専売ハ全ク專制的政治と相關係ス、ヒーム氏ノ言ニヨレハ海外貿易中八割六分ハ倫敦市民ノ専売ニ歸シ、凡そ貳百人の所有ニ係ハル、千六百九十三年已来ハ会社の免

状ハ議會の手を經、而シテ又タ議會ハ却て課税の源トシテ免状を与ふる事ありたり、蘭国ニ於テ東印度免状を初めハ二五、〇〇〇 Hamot 金ニテ買ひ千六百四十七年ニ其継続ハ  $1\frac{1}{2}$  million franc、千六百九十六年ニハ三百萬フラン千六百六十五年ニハ軍艦二十艘を英蘭戰爭中無代価ニテ出ス事の特約を政府ト結約せり、

千七百八年英國政府ニ対シ東印度会社ハ千貳百貳十萬磅を貸与シ、又タ千七百六十七年ニ於テ印度ノ歳入を得ル為めニ政府ニ対シテ四十萬磅の税金を年々貢納スル事を約束セル事ありたり、已上ノ理由の外ニ如此強大ナル会社の起ル原由ハ當時海外の貿易ハ実ニ一個人の力能クスベキニ非ス、又タ海賊も暴行常ナキものナリキ、独乙其他大陸の地方ニ向ツテ商業スルものも當時 merchant adventurer と称セル有様ナリキ、英國ノ東印度ニ航行セルハ千五百九十一年ナリシ、尽トク成功セス

蓋シ外国ニ於ケル専売的ノ商社ハ高く売り安く買ひ得ルハ之を個人的の商社ニ比スレハ利益アルものトス、蓋シ競争を除キ得ルものナリトス、蘭国の東印度ノ会社ハ十六世の終ハリニ於テ印度ノ候国ト約束を結び、輸出品ヲ尽トク買占め、其代リニ葡国との戦争ニハ後援をナす約束を結びたりと云ふ、如此商社の利益ハ実ニ大ナルものナリトス、卑低ナル人民ト開明の人民トの貿易ハ常ニ開明国人民の利益トナル、五百倍も六百倍の利益を得、銃器彈藥、釘、毛布類等ニ交換スルものハ毛皮等ナリトス、ハトソン商社ハ 2000% の利益を以テ土蕃ニ売買せりと云ふ

其得ル物品ハ何レニテ売ルやと云ふニ、尽トク之を自国又ハ他の国ニ於テ之ヲ販売ス、其高価ハ自国の人民之を払ふ、サレハ専売の商社ヲ維持スルものハ本国の人民ナリトス、是レ長ク継続スベカラス、危ヲ冒カスの事業ニ対スル報酬ナリトス、専売免許特許等今日も危冒ニ対スル報酬の如し、其利益を占むルの後ハ自由ヲ許スヘシ、板権も亦タ然リトナス

海外ノ商業未タ発達セス、交通不便ナル場合ニ於てハ商業社会の信用ハ会社之を維持スルハ各個人之を維持スルより尚易キものナリ未開人民ニ執りて幸福ナリトス

此等商社ノ政事上の権力を掌握スルハ實際止を得サルニ出テたり、未開人民と貿易し法律の保護の輕キを以テナリ、ハトソン湾会社社の事可知ナリ、併シ該商社ハ殖民ニハ不適ナリトス、農業殖民ト商業殖民トハ土地の開拓上全く正反對の地位を占む、農業殖民進むトキハ必ス商業殖民ニシテ土蕃を目的トセルものハ衰微スルニ至らん、只純粹の商業興起スルニ至ルこと必然ナリトス

英国の二大商会ハ波士遜湾商社ト英国東印度商社ナリトス、

千六百七十年查斯二世ハ Rupert 侯及十七人ノ貴紳にハトソン湾地方ノ専売商業を与ひたり、且ツ行政及三法ノ權もさつしたり、該会社ハ所々ニ城塞を築けり、□免状を繼續シテ、千八百七十年ニ至三十万磅ノ賠償を得て其權利を英国ニ歸し、加奈他領ト合一となレリ、当時ハ一個の私立会社トシテ貿易シ、尚最初の地所二十分一ヲ維持せり、為将来広大ナル財源トナルベシ、

東印度商会ハ千六百年の創立ニ係ハル、千七百六十五年ニ至て英国の版図ニ歸ス、

已上ノ商会ニ専売を与ひテ或ハ商業、或ハ貿易を進め、以テ殖民をなし、或ハ營業を得ルタメナリ、文明最強国の弱国ニ対スル政略ナリトス、

## 自由殖民法、



一 米國西方ノ開發及植民の方法ハ自由法ナリトス、其沿革を叙セヨ。政府ハ測量法ヲ定め、公売規則を定む、米國ハ排水も政府之を負担セス。都會の建設も之を人民の自由ニ律ス。所有權の安全を保護ス。土地投機を妨ク、土地開拓の實効を挙げしむ、運輸交通の便を開ク。廢産者ニ土地ヲ与ひ産を興ス。企業心を發達せしむ。畢竟交通の便開ケルニ依ル

- (21) 単ニ労働者ノ植民、勞資ノ植民、出稼者ト植民者ノ區別。
- (22) 新規ノ行政制度ヲ劃定ス。

### 植民總論。

- (1) 植民ハ史上ノ事實ニシテ人民アリテヨリ止ムベカラサル事ナリトス。
- (2) 人口及土地ノ關係ハ植民ヲ起スナリ。
- (3) 社会及政事上ノ關係ハ植民ヲ起スノ原因タルナリ。
- (4) 經濟上ノ植民ハ近来ノ事實ナリトス。
- (5) 人口ヲ平均セしめ。商業ヲ發達セしめ。文明ヲ進歩セしめ。航海術ヲ進歩セしめ。タル等ノ效能アリトス。工業ヲ起ス。金融ノ平均ヲ起ス。
- (6) 内國植民ト外国植民ノ區別アリ
- (7) 外国植民ハ内國史上ノ事實□□等之ヲ起シ時ニ間斷ナキニ非ス。

- (8) 中世十字軍ノ殖民。近世発見ノ殖民。十九世紀亞弗利加ノ殖民各時期アルナリ。戦乱後ノ殖民、探險後ノ殖民。
- (9) 通路ノ便否ハ大ニ殖民ニ関ス。
- (10) 風俗、宗教、言語、人權等ヲ混合シ万国的たらしむル傾向ナキニ非ス。
- (11) 独り人口ノ變動ノミナラス、制度及資本ノ運動ナリトス。
- (12) 殖民ハ殖民政略ナルモノヲ起セリ。
- (13) 往時ハ危嶮ナリトス今ハ正当起業ナリトス。
- (14) 殖民ハ投機ノ機関トナレハ南海。冒嶮ノ事業ノ如キ是レナリ。
- (15) 本国ノ財源トナリ、又タ輸出ノ新市場たるナリ。
- (16) 宣戦平和ノ政略大ニ之ニ関ス。
- (17) 新思想ヲ起シ新境遇ヲ作らしむ。
- (18) 新智識ヲ拡充ス、—新經濟ヲ起ス—
- (19) 海陸兵備ノ完ヲナサシム 32、土地処分法、起レリ
- (20) 戦勝者名譽心ノ為めノ殖民アルナリ。
- (23) 殖民ト社会問題—支那人移住問題— (33) 行政法—
- (24) 殖民問題ノ東漸、 31 殖民者機関—移民会社等
- (25) 殖民ト人權同権問題

殖民地經濟的特性

26、殖民ト愛国

- |      |           |          |      |                       |
|------|-----------|----------|------|-----------------------|
| (1)  | 一 生産物―種類― | 粗製、      | 27、  | 権利（実利）朝鮮、支那、問題ノ拡張     |
| (2)  | 一 物価      | 高直、      |      |                       |
| (3)  | 一 交換      | 自然経済     |      |                       |
| (4)  | 一 賦役      | 各国ニ於テ行ハル |      |                       |
| (5)  | 一 分業      | 甚タ少ナシ、   | (28) | 同胞主義ノ利益 (Brotherhood) |
| (6)  | 一 農業      | 勢力ヲ占む    |      |                       |
| (7)  | 一 高尚ノ需要   | 行ハル、     | 29   | 殖民ハ優勝劣敗               |
| (8)  | 一 輸入      | 多シ       |      |                       |
| (9)  | 一 人口      | 増加著      |      |                       |
| (10) | 一 富実      | 同上       | (30) | 殖民ノ制限―治安ノ妨害           |
| (11) | 一 地代      | 卑低       |      |                       |
| (12) | 一 利子―     | 高率       |      |                       |
| (13) | 一 雇銀、     | 高直       |      |                       |
| (14) | 一 勞力者ノ現況、 |          |      |                       |
| (15) | 一 暴富者     | 多シ       |      | 浮沈速カナルこと、             |
| (16) | 一 運輸交通―   | 迅速ニ発達ス   |      |                       |

- (17) 一 職業  
          轉換甚タシ
  - (18) 一 都会村落、  
          減少速カナリ、
  - (19) 一 工業ノ発達
  - (20) 一 農産ノ増加、
  - (21) 一 地価ノ騰貴
  - (22) 商業ハ  
          禁制的ナリ、
  - (23) 信用  
          欠乏、
- 一 投機的及詐欺  
          流行、

〔植民論〕初期講義ノート・完